

令和 7 年 4 月 28 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名 田 淵 紀 子



令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議 員 田 淵 紀 子

1. 収 入

政務活動費	1,224,000	円
利 息	16	円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	151,020	家族ケア基盤の脆弱化と難易度を増す高齢者支援講座受講 他
研 修 費	119,490	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期 他
広 報 費	78,510	市議会報告印刷代(2024年ダイジェスト版) 他
広 聴 費	3,180	市民相談
要請・陳情活動費	0	
会 議 費	70,200	講演会講師交通費 他
資料作成費	2,600	コピー代
資料購入費	137,571	週刊金曜日購読料 他
人 件 費	171,440	事務作業 他
事務所費	438,538	事務所年間保証委託料 他
合 計	1,172,549	

3. 残 額 51,467 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
4/12	家族ケア基盤の脆弱化と難易度を増す高齢者支援講座受講	500 円		1
6/17	市民シンポジウム「巨大地震と原発～司法のあり方を問い直す」参加	50,010 円		2
6/23	女性の安全と健康のための支援教育センター 2024年度6月公開講座 参加	52,540 円		3
1/19	全国フェミニスト議員連盟ウィンターセミナー2025in愛知 参加	47,970 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		151,020 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 4月 12日	整理番号	1
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	家族ケア基盤の脆弱化と難易度を増す 高齢者支援 講座 受講		
金 額	500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 4月 12日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 田沢、紀子 様 令和6年4月12日 ¥500円 但 家族ケア基盤の脆弱化と難易度を増す高齢者支援 講座受講料として 上記まさに領収いたしました。 ウィメンズカウンセリング松山 松山市三番町5丁目3-8-502			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 6 月 17 日	整理番号	2	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	市民シンポジウム「巨大地震と原発～司法のあり方を問い直そう」 (2024. 6. 16～6. 17) 参加			
上記活動に 要した金額	交 通 費	4310	円	100 %
按 分 率	宿 泊 費		円	%
	バック代金	45,700	円	100 %
	そ の 他		円	%
	合 計	50,010	円	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 6 月 17 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2024/5/31
発行1回目

田淵 紀子

様

支払金額

45,700 円

ツアー料金: 45,700 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

コンビニ決済利用金額

45,700 円

■ 課税対象

10%対象

45,700 円

課税対象外

0 円

■ 旅行内容

代表者

たぶち のりこ

予約番号

旅行日程

2024/06/16 ~ 2024/06/17

申込人数

1名 (大人1名/子供0名/幼児0名)

航空会社

全日空 (または提携航空会社)

ホテル

アパホテルプライド〈赤坂国会議事堂前〉(2024/06/16から
1泊・1部屋)

■ 利用明細

内訳

大人

45,700 円 x 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592

西三津 → 松山空港

領 収 書

No.9130

日付 '24年06月16日

車番 008740

基本運賃

乗車料金

¥1960

消費税 1%

近鉄タクシー株式会社

松 山

TEL (089) 924 611

新居浜

TEL (089) 37-3070

西 条

TEL (0897) 6-6161

登録番号

00-0126

最名加24

領 収 書

2024年 06月 17日

車両番号 0258

運賃 ¥2350円

合計 ¥2350円

(適用税率 10%)

上記の様に領収致しました
毎度ご乗車ありがとうございます。

愛媛個人

悠翔タクシー

(ゆうと) 仲井郁生

松山市谷町700番地

TEL 090-3182-0066

登録番号:T1810837803712

(様式7)

県外活動

調査研究視察

報告書

議員名 田渕紀子



整理番号	2
日程	2024年6月16日(日)～2024年6月17日(月)
目的	報告会参加
訪問先	明治大学リバティータワー 1Fホール
概要 所見	「後続く人々のために未来を切り開こう」 と、元福井地裁裁判長の[REDACTED]さんは私たちに語り掛けた。 「裁判官の中には、憲法と法律に従うのではなく、最高裁の意向に従って裁判する人もいることは否定できませんし、6・17最高裁判決をコピーする裁判官もいます。法と良心に従った判決ではなく、上級審で破られないという無難な判決を望むのです。たしかに、裁判官はそういう誘惑に駆られます。 しかし、絶望すれば、絶望の判決しか出ません。自分の仕事に誇りを持ち、人権擁護のために奮闘している弁護士が多くいるように、法の支配の担い手であるという誇りをもって仕事をしている裁判官も多くいるのです。 多くの人が、6・17判決を是正することや我が国から原発を無くすことは難しいと思っています。 私はそうではないと思います。 珠洲市の人々が、28年にも及んで声を上げ続けたことで、我が国を救ってくれたように、我々もあきらめることなく声を上げ続けていきましょう。後につづく人々のために、未来を切り開いていいきましょう。」 伊方原発がありこれから南海トラフ巨大地震が来ると言われている愛媛県でもあきらめることなく声を上げていくことが大事だ。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

(様式5)

支出伝票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 6 月 23 日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
用 務	女性の安全と健康のための支援活動 2024年度公開講座 参加 講演会「子どもへの性被害と性的暴力」 (2024.6.22 ~ 6.23)			
上記活動に 要した金額	交 通 費	3,440 円	100 %	
	宿 泊 費			%
	バック代金	47,600 48,600 円	100 %	
按 分 率	そ の 他	1,500 円	100 %	
	合 計	53,540 円	100 %	
特 記 事 項	52,540			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 7 月 26 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領収書

Rakuten Travel

発行日: 2024/6/4
発行1回目

田淵紀子

様

支払金額

48,600 円

ツアー料金: 48,600 円

但し サービス利用代金等として

■ 内訳

クレジットカード利用金額 47,600 円

楽天ポイント・楽天キャッシュ利用額 1,000 円

■ 課税対象

10%対象 48,600 円

課税対象外 0 円

■ 旅行内容

代表者 たぶち のりこ

予約番号

旅行日程 2024/06/22 ~ 2024/06/23

申込人数 1名 (大人1名/子供0名/幼児0名)

航空会社 日本航空

ホテル 新宿ワシントンホテル 本館 (2024/06/22から1泊・1部屋)

■ 利用明細

内訳 大人 48,600 円 x 1名

ご利用ありがとうございました。

楽天グループ株式会社

トラベル&モビリティ事業

〒158-0094 東京都世田谷区玉川1-14-1

楽天クリムゾンハウス

<https://travel.rakuten.co.jp/>

登録番号: T9010701020592

領 収 証

田 渕 紀 子 様

2024年 6月22日

金 額 ¥500-

但 2024年度6月公開講座資料代として

特定非営利活動法人

女性の安全と健康のための支援教育センター

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目25-4 ペルスクエア本郷7階

FAX 03-5684-1412

領 収 証

田 渕 紀 子 様

2024年 6月22日

金 額 ¥1,000-

但 2024年度6月公開講座参加費として

特定非営利活動法人

女性の安全と健康のための支援教育センター

〒113-0033 東京都文京区本郷1丁目25-4 ペルスクエア本郷7

FAX 03-5684-1412

領 収 証

田 淵 紀 子 様 2024 年 6 月 23 日

★ ￥1,400-

但 新宿地区 ⇒ 羽田空港 乗車券代として

上記正に領収いたしました

内 訳 大人×1

税率 金額(税込・税込)

% 消費税額等

税率 金額(税込・税込)

% 消費税額等

OS-TF-100

東京空港交通株式会社
新宿営業所

登録番号 T8010001061264

羽田 → 空港

領 収 書

No.9696

日付 '24年06月22日

車番 008650 800

基本運賃 ￥1940円

迎車料金 ￥100円

合計 ￥2040円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

※ 乗車券は別紙にてお送りします

愛媛近鉄タクシー株式会社

松 山

TEL (089)924-6111

新居浜

TEL (0897)37-3070

西 条

TEL (0897)56-6161

登録番号

T8-5000-0100-0726

羽田 → 空港

領 収 書

No.9696

日付 '24年06月22日

車番 008650 800

基本運賃 ￥1940円

迎車料金 ￥100円

合計 ￥2040円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

※ 乗車券は別紙にてお送りします

愛媛近鉄タクシー株式会社

松 山

TEL (089)924-6111

新居浜

TEL (0897)37-3070

西 条

TEL (0897)56-6161

登録番号

T8-5000-0100-0726

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 田渕紀子

整理番号	3
日 程	2024 年 6 月 22 日 (土) ~ 2024 年 6 月 23 日 (日)
目 的	講演会「子どもへの性加害と性的グルーミング」に参加
訪問先	東京医科歯科大学 3号館
概 要 所 見	イギリス BBC 放送は、故ジャニー喜多川氏をめぐるドキュメンタリー映画を製作し、その中で、「この問題の本質はグルーミングである」と述べたそうです。性的グルーミングを学ぶことで、子どもへの性被害をどうにかして防ぐことができるのか。講演会の内容でかなりの衝撃を受けている。 「性のグラデーション」と言われる中で、性愛の対象が小児である大人もいることを知らなければ、子どもは守れないということか?? 知りたくなかった唾棄すべき行為にトラウマを抱えたまま、被害者も加害者も作らない松山市を考えている。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管 (各自 5 年保管)

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 7 月 26 日 2025年 1 月 19 日	整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	全国フェミニスト議員連盟 ウインターセミナー 2025 in 愛知 (2025.1.18~1.19) 参加		
上記活動に 要した金額	交 通 費	29,100 円	100 %
	宿 泊 費	11,870 円	100 %
	バック代金	円	%
按 分 率	そ の 他	7,000 円	100 %
	合 計	47,970 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2025年 1 月 25 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

セブン-イレブン

松山古三津1丁目店
愛媛県松山市古三津1丁目24番2
0号

電話：089-952-1227 レジ#2

2024年11月26日(火) 11:08 責011

インターネットショッピング払込領収書

お客様控

タブチ ノリコ

様

¥29,100-

払込先名 ANA (01/18 ANA1
824 確認番号 917871225)

お客様用連絡先

会員専用デスク 0570-029-767(08:
00-20:00) (R/L:WK8RB)

払込票番号

2024年11月26日



- 商品・サービス等の提供方法は払込先より案内されております。(この領収書が必要になる場合もあります。)
 - 注文内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、上記、お客様用連絡先にお問合せ下さい。
 - 本票を保管頂く場合は、印刷面を内側に折り、保管をお願い致します。
- ※インボイスの発行はお客様からサービス事業者にお問合せ下さい。

セブン-イレブン

松山古三津1丁目店
愛媛県松山市古三津1丁目24番2
0号

電話：089-952-1227 レジ#2

2024年11月26日(火) 11:08 責011

公共料金・インターネットショッピング等の
受付明細は下記のとおりです。

ANA (01/18 ANA182 1件
4 確認番号 917871225
)

計 1件

※インボイスの発行はお客様から
サービス事業者にお問合せ下さい。

領 収 書

2025/01/18 011802155054

お名前 田淵 紀子

様

金額 ¥11,870-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。

収入
印紙

名鉄イン株式会社 事業者番号:T9180001021993

名鉄イン名古屋駅前

〒451-0045 愛知県名古屋市中区名駅2丁目21-12
TEL: 052-571-3434 FAX: 052-571-3477

領 収 証

令和7年1月19日

田淵紀子 様

金 5,000 円

但 参加費として
上記正に領収いたしました全国フェミニスト議員連盟
ウインターセミナー2025in愛知

領 収 証

様 No.

金額

¥2000

内 訳

現 金

小 切 手

手 形

消費税額等(%)

消費税額等(%)

但 社会的養護の子どもたちの権利 講演会参加費

2025 年 1 月 25 日 上記正に領収いたしました

全国フェミニスト議員連盟

ウインターセミナー 2025 in 愛知

ホリソン企画担当

収入印紙

登録番号

GR266324

(様式7)

県外活動

調査研究視察

報告書

議員名 田渕紀子



整理番号	4
日程	2025年 1月 18 日(日) ～ 2025年 1 月 19 日(月)
目的	「全国フェミニスト議員連盟ウインターセミナー」参加
訪問先	ウインク愛知 13階 特別会議室
概要 所見	セミナー第一部では、杉並区長の岸本聡子さんによる、「区民と共に変える杉並の政治」の基調講演がありました。予算編成に市民が関与する仕組みを作り、オンライン投票で決めているそうです。 第二部では、元東京都議の[]さん、長久手市長の佐藤有美さん、碧南市長の小池友妃子(こいけゆきこ、ゆりこではない)さんから、「女性政治参画の現状」と「女性市長として変えたいこと」の発表があり、[]さんから、選挙制度を比例代表制に変えることで女性候補が立候補しやすくなることを学びました。 報告として、女性議員の数を定数の半分にまで増やした愛知県日進市の取り組みや、女性ゼロ議会から25%にまで増やした愛知県みよし市の取り組みなどもあり、おおいに勉強になりました。 また、市民派女性一人の会派が受ける赤裸々なパワハラ報告もあり、まだまだ民主的でない議会の一面も垣間見ました。登壇者も含め、とても内容の濃いセミナーでしたが、若手の市民派議員の擁立を松山市でも！という希望をしっかりとバッグにしまって帰りました。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管(各自5年保管)

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
7/2	愛媛平成市議の会 第49回研修会 参加	12,120 円		5
7/3	里山スタジアム視察	2,200 円		6
8/8	研修会参加	2,180 円		7
9/30	松山市議会観光振興議員連盟会費 上半期分	3,000 円		8
11/19	愛媛平成市議の会 第50回研修会費	3,000 円		9
12/1	宮前文化遺跡を守る会 会費	3,000 円		10
3/31 12/16	ねこだすけ 年会費	5,000 円		11
12/29	上映会・トークイベントパネラー参加 「愛で家族に～同性婚への道のり～」	4,140 円		12
12/31	川田龍平といのちを守る会 会費	2,250 円		13
1/30	第20回全国地方議員交流研修会	33,800 円		14
1/30	第20回全国地方議員交流会研修会 参加費	15,000 円		15
3/31	自治体議員政策情報センター 虹とみどり 年会費	5,000 円		16
3/31	全国フェミニスト議員連盟 年会費	10,000 円		17
3/31	NPO法人 えひめ311 年会費	3,000 円		18
3/31	認定NPO法人 国際地雷処理・地域復興支援の会 会費	5,000 円		19
3/31	愛媛平成市議の会 年会費	3,000 円		20
3/31	えひめ女性議員ネットワーク 年会費	3,000 円		21
3/31	松山市議会観光振興議員連盟会費 下半期分	3,000 円		22
3/31	三津・高浜9条の会 2024年分会費	300 円		23
3/31	広範な国民連合・愛媛 会費	1,500 円		24
合 計		119,490 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 7 月 3 日	整理番号	5
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
用 務	愛媛平成市議の会 第49回研修会参加		
上記活動に 要した金額	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	9,120 円	100 %
	パック代金	円	%
按 分 率	そ の 他	3,000 円	100 %
	合 計	12,120 円	%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 7 月 2 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日(領収書日付)を記入してください。

領収書

田淵 紀子 様

★

¥3,000-

但し、愛媛平成市議の会 第49回研修会費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝二

西条市樋之口238-5 事務局

領収書

田淵 紀子 様

★

¥9,120-

但し、愛媛平成市議の会 第49回研修会の宿泊費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝二

西条市樋之口238-5 事務局

(様式7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 田渕紀子



整理番号	5
日 程	2025 年 7 月 2 日 (火) ～ 2025 年 7 月 3 日 (水)
目 的	第 49 回愛媛平成市議の会今治研修会参加
訪問先	みなと交流センター「はーばりー」
概 要 所 見	<今治市の移住政策について> 今治市では、変えてから^{かねから}取り組んでいるオーガニック学校給食を前面に押し出し、子どもを大切に作る市としてアピールしている。また、サイクリングを推奨して、風光明媚なしまなみを楽しんでもらえるよう、サイクリング観光客のニーズにこたえた設備に投資を行っている。 <住みたいまちを目指す取り組みについて> 四国中央市・伊予市・西予市が発表。特に印象に残っているのは、西予市の人口減少比率だ。メモをしてなかったので数字は覚えていないのだが、松山市どころか、ほかの県下自治体の中でも群を抜いて右肩下がり、さらに、発表される対策内容はどれも地域（西予市はかつての複数町が集まった集合自治体なので、いまでも、かつての自治体で活動することが多いようだ）が個々に発案し事業化しているものばかりのように見え、大きな改善は見込めないような印象だった。平成の大合併は、地方財政は下支えられたように思うのだが、一致団結を必要とする場合には、簡単には実現しないことがうかがわれた。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自 5 年保管）

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 7月 3日	整理番号	6
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	里山スタジアム 視察		
金 額	2,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 7月 3日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

田 梨 紀 子 様

領収書

2024年7月3日

¥ 2,200- (税込み)

消費税額 10% ¥ 200

但し 里山スタジアム視察ツアー代として

愛媛県今治市高橋ふれあいの丘1番地3

株式会社今治 夢ビレッジ

代表取締役 岡田 武史

登録番号:T9500001022356

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 田淵紀子



整理番号	6
日 程	2024 年 7 月 3 日 (水)
目 的	調査研究
訪問先	今治市 里山スタジアム
概 要 所 見	FC 今治の本拠地である里山スタジアムを視察。 チケットの売り上げやブースのチャーターなどで興行収入を得ているが、それは一部分で、もとサッカー日本代表の監督で、今は、株式会社今治夢ビレッジ代表取締役の岡田武史さんが、世界のお知り合いに声をかけて出資を募ったりご寄付をいただいている部分が多く、ビッグネームがなければ運営も難しい状況のようだ。大きな収益が見込めているかというそうではなく、試合がない日のスタジアムの活用も頭打ちという印象。箱モノの維持管理の難しさを痛感した。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自 5 年保管）

(様式6)

支 出 伝 票 (タクシー)

債務確定日(※) (最終利用日)	2024 年 8 月 8 日		整理番号	7
科 目	調査研究費 <u>研修費</u> 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費			
金 額	2,180 円		月間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項	古三津 → 県文 研修会参加			
利用日	8 月 8 日	利用目的 (会合名等)	研修会参加	
金 額	2,180 円			
按分率	100 %	利用区間		
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)		
金 額	円			
按分率	%	利用区間		
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)		
金 額	円			
按分率	%	利用区間		
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)		
金 額	円			
按分率	%	利用区間		
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)		
金 額	円			
按分率	%	利用区間		

(注)領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。上記利用のうち債務が最終確定した日（最終の利用日）を記入してください。

領 収 書

No. 9387

日付 2024年 08月 08日

車番 000807 0000

基本運賃 ¥2,180円

合計 ¥2,180円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%

関西タクシー株式会社

松山市 車11116-32
安心して乗れるタクシーの(089)
登録番号
T65000010012

石川 豊 加印

領 収 書

No. 9387

日付 2024年 08月 08日

車番 000807 0000

基本運賃 ¥2,180円

合計 ¥2,180円

上記の様に領収致しました

消費税率 10%

関西タクシー株式会社

松山市 車11116-32
安心して乗れるタクシーの(089)
登録番号
T65000010012

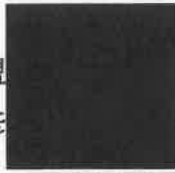
石川 豊 加印

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024年 9月 30日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	松山市議会 観光振興議員連盟 会費 上半期分		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年 5月 23日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 6年 5月 23日	
田 渕 紀 子 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000円 也	
但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松江市議会観光振興議員連盟規程

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松江市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・匹国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松江市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員の選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第 8 条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(附 則)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会 議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総 会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表 決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会 計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

(付 則)

この規約は、議決の日から施行する。

(附 則)

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 11 月 19 日	整理番号	9
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議会 第50回研修会費 開催日:令和6年11月19日 会場:松山市総合コミュニティセンター		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 11 月 19 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 田 淵 紀 子 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議会の会 第50回研修会費として 2024年11月19日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議会の会 会長 平田 秀夫 大洲市若宮704 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 / 12 月 / 日	整理番号	10
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	宮前文化遺跡を守る会 会費		
金 額	3,000 円	按分率	100. %
特 記 事 項	地域の歴史的な遺跡を守り若い世代に伝えゆく活動		
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 / 12 月 / 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証		田 沢 紀 子 様		No. 63
金 額		¥3000		
内 訳	但			
現 金				
小 切 手	/	2024 年 12 月 / 日 上記正に領収いたしました		
手 形	/			
消費税額等(%)		宮前文化遺跡を守る会		
消費税額等(%)		収入印紙		
登録番号		GR266324		

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 2024 年 3月 3日	整理番号	11
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	ねこだすけ 年会費		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 12月 16 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収書

No. 416

田 淵 紀 子

様

★ ￥5,000.-

但し ハットた5
年会費とい

令和6年 12月 16日
上記正に領収いたしました。

特定非営利活動法人 ねこだすけ
〒160-0015 東京都新宿区大京町4-15-203
電話/Fax.03-3310-2420



いのちにやさしいまちづくり NPOねこだすけ
不幸なねこを少なくする「地域ねこ」活動を行っています。
ご支援ご協力に感謝申し上げます。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

NPO **ねこだすけ****ねこだすけとは**[🏠 ホーム / ねこだすけとは](#)

ねこだすけは、不幸に死ぬねこをなくし、動物とすてきな関係を保つまちづくりをすすめるネットワークです。人は大きな自然の恵みの中で暮らしながら、小さな尊い命と共に生きることを願っています。

多くの人たちは、私たちが暮らす地域や環境の中で不幸に死んでいくたくさんのねこを人間が作ったことに気が付いています。永い歴史の中で、ねこは人の考えで繁殖させられ、運ばれ、捨てられ、殺されたりしてきました。

今、不幸に死んでいくねこをなくし、小さな命にやさしい環境やまちづくりをすすめるために、私たちができることをひとつずつ行います。

ねこだすけは、チームワークを大切にします

- 垣根のない地域ねこチームワークを、大きなネットワークにします。
- ねこを快く思わない人たちとも、進んで話し合いをします。

ねこに心を動かされているボランティアさんで運営されています

- ボランティアさんやメンバーのひとりひとりがそれぞれの立場で、今できる範囲の中で、無理をしないで行います。
- 人と動物との適切な関係づくりと、動物と共生のできるまちづくりを目指します。ねこに手を差し伸べられる何かをひとりひとりが行い、次の世代が引き継いでくれることを目的にしています。

様々の立場の大勢の皆さまに支えられています

- ねこだすけは、独自の考えで活動をすすめており、政治に中立で超党派です。政治の世界や実業のビジネス界、思想や宗教、そのほかの組織等と特別の関係はありません。
- 適切な動物愛護の風潮を大きくするためには、社会に影響力を持つ様々な分野にも働きかけをしながらご協力を促しています。
- 町内会、団地管理組合などのほか、行政などにもねこのためのお願いをします。超党派の議員のご協力やご支援をいただいています。

ねこの不妊・去勢手術をすすめています

- 手術や治療などにご協力いただける大勢のドクターにもご支援をいただいています。
- ねこの保護や介護・救済・通院などの他、ご相談などにお応えしています。
- ねこが原因で人と人とのトラブルのある地域の方々や、ねこを快く思われない方々にもご協力をお願いして「地域ねこ活動」を行います。

動物の法律の精神を尊び、ルールやモラルを広めます

- ねこが人と共に暮らす、尊い命であることは法律や条例で決まっています。「動物が命あるものであること」に鑑みる、動物の法律の精神を尊び、ねこの法律やルールやモラルを広めます。
- 公設のアニマルレスキューやアニマルシェルターシステムの実現に努めます。
- 動物の擁護、愛護、保護や管理、福祉に努め、違反行為等に対する処罰・監視・規制の実行を推進します。
- 動物愛護管理法やその他の法令などが動物たちにも上手に使われるために、国や自治体に対しては普及啓発のみならず、政令・条例などを制定運用し、周知徹底や実行に努めることなどの陳情や要請のほか、請願活動を実行します。
- 各行政機関が連携し、動物の法令が間違いなく実行されることなどの陳情や要請活動を実行します。
- 緊急災害時には動物が人と共に避難し、即時に適正な飼養の機会を得られることと、被災動物の愛護及び保全などに関する緊急災害時動物対策を、動物の法の精神を尊び定めることなどの陳情や要請活動を実行します。

適切な愛護動物社会事情を適切にお伝えします

- ねこだすけでは、適切な愛護動物社会事情を適切にお伝えできることを目指しています。

(様式6)

支 出 伝 票 (タクシー)

債務確定日(※) (最終利用日)	2024 年 12月 29日		整理番号	12
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
金 額	4,140 円		月間の支出金額の合計を 記入してください。	
特記事項				
利用日	12月 29 日	利用目的 (会合名等)	上映会・トークイベント「ハネテ」参加 「愛の家族に～同性権への道」	
金 額	2,200 円		往路	
按分率	100 %	利用区間	→二番町ホール	
利用日	12月 29 日	利用目的 (会合名等)	同上	
金 額	1,940 円		復路	
按分率	100 %	利用区間	二番町ホール→	
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)		
金 額	円			
按分率	%	利用区間		
利用日	月 日	利用目的 (会合名等)		
金 額	円			
按分率	%	利用区間		

(注) 領収書その他証拠書類は、別紙で添付してください。

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。上記利用のうち債務が最終確定した日（最終の利用日）を記入してください。

領 収 書

No.1626

日付 '24年12月29日

車番 008530 800

基本運賃 ¥2100円

迎車料金 ¥100円

合計 ¥2200円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

毎度ご乗車ありがとうございます。

愛媛近鉄タクシー株式会社

松 山

TEL (089)924-6111

新居浜

TEL (0897)37-3070

西 条

TEL (0897)56-6161

登録番号

T8-5000-0100-0726

領 収 書

No.2513

日付 2024年12月29日

車番 000211 0000

基本運賃 ¥1,940円

合計 ¥1,940円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

松山第一交通株式会社

松山市上居田町8-43-8

TEL 089-971-2330

登録番号

T4-5000-0200-2064

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 / 2月 3 / 日	整理番号	13
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	川田 龍平というのを守る会 会費 東海HIV許松原吉田として活動している 川田さんと交流し、 自らの活動に通じることが多く、松山市政に有意義な情報を得られる 会報誌の入手や情報共有のため、入会		
金 額	2250 円	按分率	100 %
特 記 事 項	250円 × 9 = 2,250 / (年間 3,000円) / 1ヶ月 250円 × 4 ~ 12月分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 7 月 8 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

田淵 紀子 様

¥3000-

但し、2024 年 会費として

上記正に領収いたしました。

※入金日（郵便振替日） 2024/7/8

川田龍平といのちを守る会

〒107-0062

東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山1301

Tel.03-6550-0508

Fax.03-6551-0508

E-mail : ryuuhei_kawada@sangiin.go.jp



(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 7 月 30 日 2025 年 7 月 30 日	整理番号	14
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費		
用 務	第20回 全国地方議員交流研修会 (2025.1.28 ~ 1.30)		
上記活動に 要した金額	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	円	%
	パック代金	33800 円	100 %
按 分 率	そ の 他	円	%
	合 計	円	%
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 11 月 30 日 2024 年 11 月 26 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください。

領 収 書

発行 No.AJP0001363910

表示日: 2025年04月16日

下記、正に領収いたしました。

宛 名 田 淵 紀 子 様

金額 10%対象
¥33,800⁶— 内消費税額 ¥3,072
※但し、航空券代・宿泊代等として(コンビニ決済)

予約番号

旅行期間 2025年01月28日 ~ 2025年01月30日

決済日 2024年11月26日

※本紙は電子的に保持している領収データを画面表示したものです。



株式会社 リクルート

〒100-6640

東京都千代田区丸の内1-9-2グラントウキョウサウスタワー

登録番号:T5010001149426



インターネット受付 払込受領証（お客様控え）

CustomerCopy

受付日時 2024年 11月 26日 時間 11時 0分
受付店舗 20921-4

松山辰巳町

申込No. 2092173313960592

お申込商品代金 33,800円

受付番号: 805124

お客様氏名: 様

No

合計金額 33,800円

発行者 お問合せや領収書のご依頼は下記までご連絡ください

お問合せ先: ANAじゃらんパック

電話番号: 050-2032-9000

お問合せ受付時間: 09:00-18:00

(様式7)

県外活動

調査研究視察

報告書

議員名 田渕紀子



整理番号	14
日程	2025年 1月 28日(火) ～ 2025年 1月 30日(木)
目的	第20回 全国地方議員交流研修会参加
訪問先	琉球新報ホール・沖縄県市町村自治会館
概要 所見	松山市の上空はまだアメリカに占領されています。「日米地位協定」。松山空港では、民間機も基地の許可がなければ離着陸できません。終戦から間もなく80年にもなる独立国家なのに、沖縄をはじめとしていまだに占領下におかれたまま生活をしているんです。 同じ敗戦国であるドイツやイタリアではそんなことをしてないのに、日本、韓国は占領した（もしくは傘下に置いた）状態のまま国内の法律も適用されないようにしているんです。 一般的な日本人は人種差別をされた経験があまりないのでピンとこないと思うんだけど、在米8年の経験から言うと、日米地位協定は人種差別だと思っているんですよ。韓国人も日本人もアジア人なので。 そんな思いの中、年一回の地方議員研修会に参加しました。 沖縄県知事の玉城デニー知事から、地位協定廃止の第一歩である、米軍基地の整理縮小の進捗状況を聞きました。地位協定を廃止して米軍基地がなくなると、沖縄の経済に悪影響がある！だから基地はいるんだ！と私を含めて信じ込まされていた人が多いのですが、基地の整理縮小により、米軍射撃訓練場と飛行場が返還され、大規模商業施設が建設されたり、米軍属の住宅基地が返還されて、行政機関、金融機関、博物館、美術館、住宅地に整備され活気のあるエリアに変貌しているということです。驚いたことは何ととっても、整理縮小の経済効果！返還前と比べて、経済効果が約28倍、雇用者数がなんと72倍に！いや考えてみたらそうですね、広い敷地全体で自由な経済

活動ができるわけだから。返還された軍属のゴルフ場跡地にはスポーツ施設なども出来つつあり、爆音におびえてきた生活が必要だと信じ込まされてきた今まではいったい何だったんだろうという変わりっぷりだそうです。

「日米地位協定」という白人から有色人種へ架された不平等条約を打開できる未来はそう遠くない、と希望を感じました。

※ 県外活動・調査研究視察関係資料別途保管（各自5年保管）

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025年1月30日	整理番号	15
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	第20回 全国地方議員交流研修会 参加費.		
金 額	15,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024年12月16日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

2024年12月16日

松山市議会 子ども未来
田淵 紀子 様

一金 ￥15,000 円

第20回全国地方議員交流研修会(2025年1月29日~30日)
参加費
として
上記まさに領収しました。

全国地方議員交流研修会実行委員会

事務局 会計担当

〒212-0011 川崎市幸区幸町4の8 青柳ビル2F

TEL 090(8588)8307 FAX 044(541)2066

第20回 全国地方議員交流研修会 in 沖縄

【延期のお知らせ】 ※ 予想される総選挙との関係で前回ご案内の開催日を10月29日(火)から2025年1月29日(水)へと3ヵ月延期致しました。

2025年
1月29日(水)

全体会 13:00-17:30
12:00開場(12:30受付)

琉球新報ホール

那覇市泉崎1丁目10番3号 Tel.098-865-5250

名刺交換会 18:00-19:30

沖縄県青年会館

那覇市久米2-15-23 Tel.098-864-1280

2日目
30日(木)

分科会 9:30-13:00
9:00開場

沖縄県市町村自治会館

那覇市旭町116-37 Tel.098-862-8181

パレット市民劇場

那覇市久茂地1-1-1 パレットくもじ9F
Tel.098-869-4880

全体会 14:00-16:00

パレット市民劇場

那覇市久茂地1-1-1 パレットくもじ9F
Tel.098-869-4880

3日目
31日(金)

9:00出発
15:00帰郷予定

オブジニナル

沖縄現地フィールドワーク

※ 参加費のみ、交通費別途

Aコース: 沖縄戦をたどる

Bコース: 米軍基地と辺野古
現地視察

1日目: 1月29日(水)

●開会挨拶

●来賓・各界からのご挨拶

●記念講演

「沖縄、日本を再び戦場にさせてはならない」
玉城 デニー 沖縄県知事

●問題提起

「欧米G7からグローバルサウスの時代へ
われわれはどうするか?」
羽場 久美子 さん(南山学院大学名誉教授)

「食料自給向上のための提言」(オンライン)

鈴木 宣弘 さん(東京大学大学院教授)

●特別報告

○「米軍基地・自衛隊基地に翻弄される沖縄」

三上 智恵さん(映画監督)

○日中不再戦 九州自治体議員の会

○食料自給の確立を求める自治体議員連盟 他

●基調提案 実行委員会



沖縄県平和祈念公園「平和の道」/「さざなみの池(平和の火)」

沖縄県那覇市文民4-4-4

中央の池から「さざなみの池」に流れ落ちる水は波紋をつくり、祈願機まで放射状に広がっていきようデザインされています。その波は「平和の波」となって世界中に広がっていくようにとの願いが込められています。平和の火は、沖縄戦最期の米軍上陸地である阿嘉島で採取した火と、沖縄戦・広島・長崎からいたいた火を合わせたもので、慰霊の日などに灯されます。

参加費

都道府県市区議会議員 15,000円 / 町村議会議員 5,000円 / 一般 1,000円 / 大学生・高校生以下 無料

別途希望者のみ ※名刺交換会費 + 6,000円 ※2日目の弁当代(お茶付き) + 1,000円

※フィールドワーク参加費 実費(おおよそ 3,000~4,000円)

申込方法

●第20回全国地方議員交流研修会 下記webサイトの専用申込みフォームからお申込みください。
<https://req.qubo.jp/kokuminrenngo/form/E12hXg9Q> 右のQRコードからも申し込めます。

●FAXでのお申込みは、FAX申込み用紙をダウンロード、印刷してお申込みください。

●申込み用紙の郵送をご希望の方は、下記事務局までご連絡ください。



問合せ

全国実行委員会事務局 自主・平和・民主のための広範な国民連合全国事務局

〒212-0011 川崎市幸区幸町4-8 青柳ビル2F

TEL.090-8588-8307(担当:迫田) E-mail: giin@kokuminrenngo.net FAX.044-541-2066

主催: 第20回 全国地方議員交流研修会実行委員会

共同代表: 北口 雄幸(北海道議会議員) 藤本 真利子(和歌山県議会議員) 山内 末子(沖縄県議会議員)



第20回 全国地方議員交流研修会のご案内

世界の変化は明瞭となっています。これまで世界を支配してきた欧米の「先進国」が衰退し、中国、インドなどこれまで抑圧されてきたグローバルサウスの国々に世界経済と政治の重心が移っています。

ロシア・ウクライナ戦争から2年半が経ち、イスラエル・パレスチナ戦争も停戦にいたらず莫大な犠牲が出続けています。世界の格差は拡大して飢餓人口は7億3500万人に、難民数も1億人を超えたといわれています。戦争と貧困をなくすために、日本がとるべき道が厳しく問われています。中国脅威、「台湾有事」が喧伝され、防衛費は倍増、「専守防衛」は事実上放棄、自衛隊ミサイル基地が全国で次々と配備され、大規模な日米合同軍事演習も行われています。その一方で、異常な円安、物価高のなかで国民生活や経営は圧迫されています。財政難を理由に社会保障の繰返が進み、地域経済は厳しく、農山村は存続の瀬においやられています。戦争への不安や生活苦からの打開を求める国民の願いに、政府も、また与野党の政党も応えられず、国民の政治不信はますます深まっている状況です。住民の生活と福祉に密着している地方・自治体から、国の政治を変えていかなければならないと思います。

今年の全国地方議員交流研修会は、「二度と戦場にさせない」と平和を希求する県民意思が強く示されている沖縄県で開催します。沖縄県は県独自の地域・平和外交を推進し、アジアとの経済交流による地域経済の発展とアジアの平和への展望を模索しています。

一日目は、王城デニー・沖縄県知事の基調講演のほか、各方面の特別報告での研修、二日目は5つの分科会での研修・討論を行います。昨年からすすんだ「食料自給の確立を求める自治体議員連盟」、「日中不再戦自治体議員の会」をさらに発展させるなど、今後の連携と行動についても話しあいます。三日目は沖縄戦の戦跡めぐりと米軍基地・辺野古基地建設の視察を行います。

沖縄現地の自治体議員のみなさんが受け入れを準備されています。全国の党派をこえた自治体議員同士の研修・交流を深め、平和と国民生活、地域主権を守る運動を前進させましょう。みなさまの積極的なご参加をお待ちしております。

2日目: 1月30日(木) 9:30-16:00 (9:00開場)

会場①: 沖縄県市町村自治会館 那覇市旭町116-37 Tel. 098-862-8181

会場②: パレット市民劇場 那覇市久茂地1-1-1 パレットくもじ9F Tel. 098-869-4880

分科会 9:30-13:00

● 第1分科会 日中不再戦 自治体・議員の役割 会場①

問題提起: 羽場 久美子さん(青山学院大学名誉教授)
沖縄県の平和・地域外交の実践/全国の米軍、自衛隊基地強化の実態を知る/日中不再戦の自治体議員のネットワークを

● 第2分科会 農業・農村を守り、食料自給を確立するために 会場②

問題提起: 鈴木 宣弘さん(東京大学大学院教授)
「全国各自治体での実践、世論喚起のために」(オンライン)

● 第3分科会 岐路に立つ日本の社会保障 地域のケアをどう支えるか 会場①

問題提起: 伊藤 周平さん(鹿児島大学教授)

● 第4分科会 「こども計画策定」にあたって こどもの貧困の解消へ 会場①

問題提起: 山内 優子さん(沖縄子どもの貧困解消ネットワーク共同代表)
「沖縄の子どもの貧困から見てくるもの」

問題提起: 木本 邦広さん(沖縄県教職員組合 委員長)
「教員の働き方改革について」

● 第5分科会 防災・復興、原発問題を考える 地域主体の再生へ 会場①

事例報告: 能登半島地震から10か月の現状

問題提起: 小口 幸人さん(南山法律事務所弁護士)
「支援制度から災害への備えを考える」

全体会 14:00-16:00 会場②

● 各分科会報告 ● 討論、アピール採択 ● まとめ・閉会

3日目: 1月31日(金)

オプション: 沖縄現地フィールドワーク (※参加費別)

Aコース: 沖縄戦をたどる/Bコース: 米軍基地と辺野古現地視察

各会場へのアクセス

● 琉球新報ホール

バス「県庁前駅」から徒歩3分
バス「県庁北口」バス停下車 徒歩2分

● 沖縄県青年会館

バス「県庁前駅」から徒歩5分
バス「久茂地」バス停下車 徒歩2分

● 沖縄県市町村自治会館

バス「旭町駅」から徒歩3分
バス「旭町バスターミナル」下車 徒歩3分

● パレット市民劇場

バス「県庁前駅」から徒歩3分
バス「県庁北口」バス停下車 徒歩2分



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	16
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	自治体議員政策情報センター虹とみどり 年会費		
金 額	5000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 / 月 17 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

田 沢 紀 子 様		No. _____
金 額	¥ 5 0 0 0	収 入 印 紙
内 訳	但 2024年度 ML会員 年会費と12	
現 金	2024 年 1 月 17 日 上記正に領収いたしました	
小 切 手	/	
手 形	/	
消費税額等(%)		
〒700-0971 岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2F TEL 086-244-7723・FAX 086-244-7724 自治体議員政策情報センター虹とみどり		保印

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

自治体議員政策情報センター 虹とみどり 運営規則

PDFはこちら

第1章 名称・事務所・目的

第1条 この組織の名称を「自治体議員政策情報センター・虹とみどり」（以下、「情報センター」とし、事務所を岡山市北区野田5丁目8-11 かつらぎ野田ビル2Fにおく。

第2条 「自治、多様性、エコロジー、公正、平和」を基本理念として、持続可能な自治体をめざす自治体議員の活動に資する情報や政策の相互提供を促進することを、この情報センターの目的とする。

第2章 利用会員

第3条 情報センターの理念に賛同し、利用会費を支払う自治体議員・首長、または自治体議員や首長になろうとする市民は党籍を問わず利用会員になることができる。

第4条 利用会員は情報センターのサービスの受益者であり、また自ら情報センターの活動に参加できる。

第5条 利用会員は、年2万円とする。

第3章 活動・事業

第6条 情報センターの目的に基づき、利用会員の要望を踏まえながら、以下の活動や事業を行う。

- (1) 政策研究および政策提議活動
- (2) NGO・市民団体・研究機関・研究者などと連携した政策フォーラム
- (3) 研究紙・誌等の発行
- (4) 研究集会・地方-国政策研究会の開催
- (5) メールリングリストやホームページなどを利用した情報交換および情報発信
- (6) 全国自治体調査活動
- (7) その他必要な活動

第7条 情報センターの活動の実績や会計は公開するものとする。

第4章 幹事会および情報センター長

第8条 情報センターの運営のため、幹事会を置く。

第9条 幹事の任期は1年とし、再任を妨げない。

第10条 代表幹事は情報センターを代表し、代表幹事の下に事務局を置くことができる。

第11条 情報センターのセンター長は幹事会で決定する。

第5章 利用会員集会

第12条 利用会員集会を少なくとも1年に1回開催する。利用会員集会は研究集会と同時に開催することを妨げない。

第13条 幹事会は利用会員集会において事業方針・事業計画の提示および報告を行い、利用会員はこれらについて意見を表明することができる。

第14条 幹事会は利用会員の意見を受け止め、必要な意見については活動に反映させるよう努める。

第6章 会計および監査

第15条 情報センターの会計年度は1月1日から12月末とする。

第16条 幹事会は幹事会以外の利用会員の中から監査役を任命し、監査役は会計を監査する。

第7章 規則の改廃

第17条 この規則の修正・変更および改廃については幹事会で決定する。

附則 この規則は2009年1月1日より施行する。

付則 2012年8月20日改正 第6条(2)「みどりの未来や」を削除

事務局

〒700-0971 岡山市北区野田5-8-11 かつらぎ野田2F

TEL 086-244-7723 FAX 086-244-7724

jichitaijin@johou[a]gmail.com (メール送信の際には[a]を@に変更ください)

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 3 / 日	整理番号	17
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	全国フェミニスト議員連盟 年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 6 月 24 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収証 田 渕 紀 子 様			
¥10.000			
但 2024 年度会費として			
2024 年 6 月 24 日			
八王子市松木 69-7-103			
全国フェミニスト議員連盟 前田佳子			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

(名称)

第1条 この会は、全国フェミニスト議員連盟と称する。ただし、英語名は Alliance of Feminist Representatives(愛称 AFER アファー)とする。

(目的)

第2条 本連盟は、女性議員を増やし、女性の声が政治に反映する社会をつくることを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 女性議員がいないゼロ議会をなくす運動。全てのレベルの女性議員比率を 50%にする運動。
- (2) 既成の政策、法律、条例を男女平等の視点で点検する運動。
- (3) 女性がいいきと生きることができる、あらゆる環境づくりの政策立案運動。
- (4) 会員相互の情報交換、交流。
- (5) 日常的にはゆるやかな連合、連帯活動を旨とし、超党派とすること。

(会員)

第4条 本連盟は第2条の目的に賛同する市民、議員をもって会員とする。

(代表・世話人)

第5条 本連盟に代表2名を置く。

2. 本連盟に次の世話人を置く。

会計、広報、政策、組織、国際、事務局、顧問

3. 代表・世話人は会員相互の互選により定め、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4. 世話人の任務は以下とする。

- (1) 代表は、本連盟を代表し、総会及び世話人会を主宰する。
- (2) 会計は、本連盟の会費の徴収、経費の管理運用にあたる。
- (3) 広報は、本連盟の目的、活動を広く社会に知らせ、理解を深める。
- (4) 政策は、本連盟の活動のための、情報収集、研究にあたる。
- (5) 組織は、本連盟の活動のための組織の充実と拡大にあたる。

(6) 国際は、目的を同じくする海外の団体・個人との情報交換、交流をはかる。

(7) 事務局は、本連盟の運営を掌握し、事務連絡にあたる。

(会議)

第6条 本連盟の会議は、総会及び世話人会とする。

(1) 総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(2) 総会は、予算、決算、その他の重要な事項を審議決定する。

(3) 世話人会は、必要に応じて開催する。

(4) 世話人会は、目的達成のための必要事項を審議決定する。

(会計)

第7条 本連盟の会計は、会費、寄付、その他の収入をもってあてる。

2. 本連盟の会費は、町村以外の議員は年額1万円、町村議員および市民は年額5千円とする。ただし、必要に応じて臨時会費を徴収することができる。

(規約)

第8条 本規約の改正は総会で定める。

附則

本規約は、1992年2月14日から施行する。

附則

(施行期日)

本規約は、2016年5月28日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2018年5月27日から施行する。

(施行期日)

本規約は、2020年5月24日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	18
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	NPO法人 えびめ311 年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 6 月 24 日
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

領 収 証

No. _____	
田沢 紀子 様	
金額	¥ 3,000
但 2024年度 正会員 年会費 として	
2024 年 6 月 24 日 上記正に領収いたしました	
内 訳	
現金	
小切手	/
手 形	/
消費税額等(%)	
コケヨ ウケ-390	
〒790-0871 愛媛県松山市第一万町 第三ビル101号 住友信託銀行 NPO法人 えびめ311 代表理事 渡部 寛志	
収入 印 紙	
領 印	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

特定非営利活動法人えひめ311定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えひめ311 という

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を 愛媛県松山市東一丁目2 に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、大規模災害により被災及び避難した者に対して、『一人一人の心に寄り添い共に課題を解決していくという理念のもと、必要とされるあらゆる分野の情報提供と相談支援に寄与する支援事業を行うと共に、『命と尊厳』を守り一日でも早く一人でも多くの人が前を向いて歩き出せるような仕組みづくりを目的とする。また、この市民に対して、東日本大震災のような悲劇を二度と繰り返させないように、講演会やワークショップ、展覧会等を開催する事業を行い、震災を記憶させない取り組みを進め、被災社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 人権の尊重または平和の推進を図る活動
- (2) 災害救援活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 消費者の保護を図る活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (7) 農山漁村では中山間地域の振興を図る活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- ① 情報提供・相談支援事業
- ② 被災者・避難者の「命と尊厳」を守るための事業
- ③ 講演会やワークショップ、展覧会等開催事業
- ④ 被災地への継続的な支援を行うための事業
- ⑤ 自立支援事業
- ⑥ 農産物の生産・加工・販売事業
- ⑦ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。))上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助するために入会した個人及び団体
- (3) ボランティア会員 この法人の目的に賛同し、ボランティアとして各種活動に協力していただける個人

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、遅滞なく、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の1に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に申明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷めた、又は法的に反する行為をしたとき。

(提出物品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の提出物品は、返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

第13条 この法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上

2 理事のうち1人を代表理事とし、1人以上2人以下を副代表理事とすることができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総務する。

2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事が事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合に、これを総会又は所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の

招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、該任の役員が選任されていよう場合には、任期の末日後最初の総会が召集するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後において、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補完)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補完しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の1に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に申明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(報酬等)

第19条 役員は、その職務の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に關必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職 責)

第20条 この法人は、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

(招集)

第21条 この法人に招集役を若干名置くことができる。

2 招集役は、理事会の議決を経て理事が委嘱する。

3 招集役の任期は1年とし、再任を妨げない。

4 招集役は代表理事の諮問に対して、理事会に出席して意見を述べることができる。

5 前項に定めるもののほか、招集役に関し必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

第5章 総会

(種 別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(議 決)

第24条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の新任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第19条において同じ。)(その他新たな債務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務所の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(例 種)

第25条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から決議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(招 集)

第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、あらかじめ7日前までに通知しなければならない。

(議 決)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決することとする。

3 理事又は社員が議会の目的である事項について提議した場合において、社員の全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提議を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は平等なものとす。

2 表决权を得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。なお、書面による表決に代えて、電子メールなどの電磁的方法による表決を可能とする。

3 前項の規定により表決した正会員は、第28条、第29条第2項、第31条第1項第2号及び第30条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名、押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面または電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提議をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構 成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

（権限）

第33条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付属すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない金務の執行に関する事項

（附則）

第34条 理事会は、次の各号の一に該当する場合には開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面または電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第34条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第35条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

（議決）

第36条 理事会の議長は、代表理事長がこれに当たる。

（議決）

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事録は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第38条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第37条第2項及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決の議決に加わることができない。

（議事録）

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者には、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

（資産の構成）

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金
- (4) 財源から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

（資産の管理）

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（会計の原則）

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行われなければならない。

（事業計画及び予算）

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

（算定予算）

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算を算定しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

（予算費の算定及び使用）

第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。ただし、災害発生時等、火急の対応を要する場合、代表理事の承認をもって、これを使用可能とする。

（予算の追加及び更正）

第46条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰越すものとする。

（事業年度）

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から前年、翌年3月31日に終る。

（臨時の増減）

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第50条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を要し、かつ、法第35条第3項に規定する以下の事項を変更しようとする場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員（会費）の募集に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 総会及び理事会に関する事項
- (8) 解散に関する事項（剰余財産の帰属すべき事項に限る）
- (9) 定款の変更に関する事項

（解散）

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併

(5) 債権手続開始の決定

(6) 所轄庁による定款の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承認を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（剰余財産の帰属）

第52条 この法人が解散（合併又は債権手続開始の決定による解散を除く）したとき、残存する財産は、法第11条第2項に掲げる者のうち、総会の議決により選定されたものが譲渡するものとする。

（合併）

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を要し、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報及びインターネットホームページ等に掲載して行う。ただし、法第29条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO 法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

（附則）

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の成立当初の役員は、次に掲げるものとする。

代表理事 渡部 克志

副代表理事 甘 修一

副代表理事 澤上 幸子

理事 中山 加奈子

同 島塚麻 愛子

同 設田 綾子

同 堀下 流紀

監事 鈴木 寛

3 この法人の成立当初の役員は、任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。

4 この法人の成立当初の事業計画及び活動予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の成立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の成立当初の入会金及び会費は、第38条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- | | |
|---------|------------------------------------|
| (1) 入会金 | 正会員(個人 2000円・団体 5000円) |
| (2) 年会費 | 正会員(個人 3000円・団体 10000円) |
| | 賛助会員(個人 1000円・団体 10000円または 30000円) |
| | ボランティア会員(個人 0円) |

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	19
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	認定NPO法人 国際地雷処理-地域復興支援の会 会費		
金 額	5,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 6 月 24 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

〒791-8067
愛媛県
松山市古三津3-16-63

NO. セコ-24- 80

田淵 紀子 様

2024年6月24日

領収書

金額 ¥5,000個人正会員費 として、上記金額を受領いたしました。

特定非営利活動法人（認定NPO法人）

国際地雷処理・地域復興支援の会

理事長 高山良二

〒790-0011 愛媛県松山市千舟町7-7-3 伊予肥ビル2F
TEL&FAX 089-945-6576 info@imccd.org www.imccd.org

----- キリトリ -----

この度は当団体の活動にご賛同頂き、ご支援賜りましたこと、心から感謝申し上げます。
頂きましたご支援は、カンボジアでの地雷処理と並行して、日本語学校の運営や日本への留学生招聘による人材育成活動、
学校建設、井戸の掘削や道路の整備等、人々の自立と地域復興の為に、心して大切にに使わせて頂きます。本当にありがとうございます
ございました

今後ともIMCCDをどうぞよろしくお願いいたします。

NPO法人 国際地雷処理・地域復興支援の会（IMCCD）
理事長 高山良二

特定非営利活動法人 国際地雷処理・地域復興支援の会

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人国際地雷処理・地域復興支援の会 という。
英語名は、International Mine Clearance and Community Development Supporters (IMCCDS) とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛媛県松山市千舟町7丁目7番地3伊予肥ビル2Fに置く。
2 この法人は、前項のほか、従たる事務所をカンボジア王国バクタンバン州カマリエン郡タザエンコムーニオン・オ・アンロック村に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、カンボジア政府機関のCMAC（カンボジア地雷対策センター）と共同して、住民による地雷処理活動及び、自立可能な地域の復興を支援するとともに、相互の友好交流を促進し、もって平和構築の理念を内外に普及する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力活動
- (2) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ① 地雷・不発弾及びこれらに関する爆発物の処理を支援する事業
 - ② 相互の友好交流を促進する事業
 - ③ インフラ整備を支援する事業
 - ④ 農業の発展を支援する事業
 - ⑤ 地産産業の発展を支援する事業
 - ⑥ 日系企業の誘致を支援する事業
 - (2) その他の事業
 - ① 広報に関する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を助成するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書又は電子メール並びに金融機関への会費の振込みにより理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

- 第8条 入会金は、徴収しない。
- 2 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 会費の納入が無いとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届又は電子メールを理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で総会の議決により除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を著しく傷つけ、信用を失墜させ又は、本法人の目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役 員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理 事 3人以上25人以内
- (2) 監 事 1人以上3人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

2 副理事長は、理事長を輔佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事長は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務遂行の状況を検査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄官に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員は、任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、速滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 役員以外の役員

(役員以外の役員)

第20条 この法人は、法上の役員のほか会長、副会長、特別顧問及び顧問を置くことができる。

2 役員以外の役員者は、理事会の推薦により、理事長が書面をもって委嘱する。

3 会長及び副会長は、名誉職の範囲において、この法人を大方向的に指導するほか、会議に出席して意見を述べることができる。

4 特別顧問及び顧問は、理事長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事長に求められた

場合は、会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 総会

(除別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収支をもって償還する短期借入金を除く、第50条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の要求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむをえない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって表決し、あるいは他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したのみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第7章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(評定)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも3日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電子メールをもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したのみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつてはその旨を付記すること）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の

議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算の成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入支出することができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

- 第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、経費対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 2 決算と剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

- 第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(債権の処置)

- 第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

- 第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の5分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第35条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認定を得なければならない。
- (1) 目的
 - (2) 名称
 - (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

- (4) 上たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の特典に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

- 第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の議決
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認定の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の5分の3以上の承認を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決により類似の目的を有する他の特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

- 第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の5分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認定を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。

第11章 事務局

(事務局の設置)

- 第56条 この法人は、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

- 第57条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

- 第58条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第12章 雑則

(細則)

- 第59条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成25年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

別 表 設立当初の役員

役職名	氏名
理事長（現地代表業務）	高山 良
副理事長	井伊 眞 幸
副理事長	正 金 郎
理事（事務局長）	赤 岩 敏 彦
理事	上 田 聡
理事	河 井 昇

理事	金 泰 昭
理事	奥 田 祥 弘
理事	白 羽 八 洲 彦
理事（広報担当）	白 羽 慎
理事（経理担当）	清 水 和 紀
理事	坂 和 勝 紀
理事	高 平 希 子
理事	竹 内 よ し 子
理事	篠 原 成 行
理事	保 木 口 樂 満
理事	松 岡 功
理事	安 岡 義
理事	山 本 伸 子
理事	佐 藤 浩 美
理事	柳 田 雅 亮
監事	杉 野 貴 宣
監事	秋 本 勇
監事	椎 野 哲 郎

以上理事21名、監事3名

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	20
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 7 月 2 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
領収書 田淵 紀子 様 ★ ￥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として 2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 山内孝二 西条市樋之口238-5 事務局			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

①平成になってからの選挙で選出された市議会議員

②新規加入については、各市会員の推薦が必要

③退会者は各市の常任幹事を経て会長に届けること

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・会計1名・監査2名

なお本会には顧問を置くことができる。

役員の任期は1年とする。再任は妨げない。

第5条(事業)

この会は第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(会議)

会議は総会および役員会とし、必要に応じ会長がこれを召集し、主催するものとする。

第7条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

会費は、入会費2,000円、年会費3,000円とする。

年度途中入会の場合、9月以降の入会は、年会費は1,500円とする。

第8条(会計)

会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第9条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

第10条

その他この会の運営に関して必要な事項は役員会で定める。

平成17年11月7日一部改正

平成30年5月10日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 3 / 日	整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 広聴費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	えひめ女性議員ネットワーク 年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 8 月 30 日	

領 収 書

田 淵 紀 子 様

発行日 2024.8.30

金額

3,000円

(税込)

但：会費として

上記正に領収いたしました。

えひめ女性議員ネットワーク

〒798-0802

松山市喜与町1-5-4

TEL：089-941-8007

FAX：089-941-8041

「えひめ女性議員ネットワーク」規約

第1条(名称) この会の名称は、「えひめ女性議員ネットワーク」とする。

第2条(目的) この会は、女性差別をはじめ、あらゆる差別のない社会を実現する為女性議員同士の情報交換をはじめとするエンパワメントに資する活動を行う。

第3条(活動) この会は、次の目標を達成するために活動を行う。

- (1) 女性ゼロ議会を無くす。
- (2) 議会で女性が活躍できる環境をつくる。(ハラスメント防止、子育て支援など)
- (3) 議会をはじめ、あらゆる意思決定の場に女性が50%を占める社会をめざす。
- (4) 女性に関わる課題の解決に向けて、情報共有し学びの場を持つ。
- (5) 国連の女性差別の解消にむけた取り組みに協働し国際的協調をはかる。

第4条(所在地) この会の事務所を、愛媛県松山市におく。

第5条(会員) この会は、会の目的に賛同した各議会の女性議員、元女性議員、これから議員を目指す女性によって構成される。

第6条(役員) この会には、次の役員を置く。役員は、会員相互の互選により定め、総会あるいは運営委員会で承認する。任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。顧問を置くことも出来る。

- ・代表(若干名)
- ・運営委員(地域性を鑑み、東・中・南予から若干名ずつ選任する)
- ・監査
(顧問)

第7条(任務) 役員の任務は、以下のこととする。

- (1) 代表は、本会を代表し、会務を統括する。共同代表の場合は、助け合って任務にあたる。
- (2) 運営委員は、共同代表と連携して会の運営にあたる。
- (3) 運営委員会の中に事務局を置く。
- (4) 監査は年1回会計監査を行う。
- (5) 共同代表が任務を遂行できなくなったときは、運営委員会の決定により運営委員が任務を代行する。

第8条(会議) この会の意思決定は、総会および運営委員会で行う。

- (1) 総会は、運営委員会が招集し、毎年1回開催する。正会員の3分の1の要請により、開催することができる。
- (2) 臨時総会は必要に応じて運営委員会が召集するほか、正会員の3分の1の要請により、開催することができる。
- (3) この会の予算・決算・その他の重要な事項は、総会で審議決定する。
- (4) 運営委員会は、2か月に一度を目途に、必要に応じて開催する。
- (5) 運営委員会は、目的達成の為に必要な事項を審議決定する。

第9条(会計) この会の会計は、会費、寄付金収入、助成金収入、事業に伴う収入、その他の収入を持って構成し、運営委員会がこれを管理する。(事業活動計画、予算、暫定予算及び収支決算などを行う。)
この会の会費は、現職議員は年3,000円とする。その他の会員は、年2,000円とする。

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条(規約の変更) この規約は、総会において議決を得、変更することができる。

付則

本規約は2024年9月7日から施行する。

変更規約は2025年4月1日から施行する。